

仕 様 書

本業務は、徳島県設計業務共通仕様書に準拠完成
するものとする。

鳴 門 市

特記仕様書

第1章 総則

第1条 この特記仕様書は、鳴門市が「公共事業に係る工事の施工に起因する地盤変動」により生じた建物等の損害等に係る調査の業務内容その他必要とする事項を定めるものとし、もって業務の適正な執行を確保するものとする。

(基本的処理方法)

第2条 請負者は、建物事後調査等を実施する場合において、この特記仕様書及び事務処理要領等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならないものとする。

(業務従事者)

第3条 請負者は、主任担当者の管理の下に、建物事後調査に従事する者(補助者を除く。)として、その業務に十分な知識と能力を有する者を当てなければならない。

第2章 基本的処理方法

(施工上の義務及び心得)

第4条 請負者は、建物事後調査の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

一 自ら行わなければならない関係官公庁への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。

二 建物事後調査で知り得た権利者側の事情及び成果品の内容は、他に漏らしてはならない。

三 建物事後調査は権利者の財産に関するものであり、損害等の有無の立証及び費用負担額算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。

四 権利者から要望等があった場合には、十分その意向を把握した上で、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

(現地踏査)

第5条 請負者は、建物事後調査の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概要を把握するものとする。

(作業計画の策定)

第6条 請負者は、建物事後調査を着手するに当たっては、この仕様書並びに現地踏査の結果等を基に作業計画を策定するものとする。

2 請負者は、前項の作業計画が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

(監督職員の指示等)

第7条 請負者は、建物事後調査の実施に先立ち、主任担当者を立ち会わせて上、監督職員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。

2 請負者は、建物事後調査の実施に当たりこの特記仕様書、仕様書又は監督職員の指示について疑義があるときは、監督職員と協議するものとする。

(立入り及び立会い)

第8条 請負者は、建物事後調査のために権利者が占有する土地、建物に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。

2 請負者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立入の日及び時間をあらかじめ、監督職員に報告するものとし、同意が得られないものにあつてはその理由を付して、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

3 請負者は、建物事後調査を行うための建物等の立入り調査を行う場合には、権利者の立会を得なければならない。ただし、立会いを得ることが出来ないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。

(身分証明書の携帯)

第9条 請負者は、発注者から建物事後調査に従事する者の身分証明書の交付を受け、業務に従事する者に携帯させるものとする。

2 建物事後調査に従事するものは、権利者等から請求があつたときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。

3 請負者は、建物事後調査が完了したときは、速やかに、身分証明書を発注者に返納しなければならない。

第3章 建物等の調査

(調査)

第10条 建物等の調査は、事後調査を行うものとする。

2 事後調査にあつては、原則として建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者(以下「所有者等」という。)の立会いのうえ行い、調査内容を確認した旨の署名・押印を求めるものとする。

(事後調査における損傷調査)

第11条 事前調査を行った損傷箇所の変化及び工事によって新たに発生した損傷について、その状態及び程度を調査するものとする。

2 事前調査の調査対象外であつて、事後調査の対象となったものについては、事前調査における一般的事項に準じた調査を行ったうえで損傷箇所の調査するものとする。

第4章 調査書等の作成

（事後調査書等の作成）

第12条 事後調査を行ったときは、次の調査書及び図面を作成するものとする。

- 一 調査区域位置図
- 二 調査区域平面図
- 三 建物等調査一覧表
- 四 建物等調査書（平面図・立面図等）
- 五 損傷調査書
- 六 写真集

（事後調査書等の作成）

第13条 事後調査を行ったときは、第12条の調査書及び図面を基に損傷箇所の変化及び新たに発生した損傷について、事前調査までの成果を基に、第12条第1号及び第2号については異同を明示し、同条第3号から第6号までについては事前調査成果を転記し、調査書及び図面を作成するものとする

調査位置図

凡例

 : 調査範囲

